

神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者地域県政総合センター所長表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大気・水・土壌環境の保全、廃棄物等の発生抑制の推進等の環境整備、みどりの保全等の自然保護及びその他の環境保全並びに高圧ガス・火薬類の保安及びその他の工業保安の伸展に努め、その業績が広く県民の模範となるものの表彰について、表彰の取扱いに関する規程（昭和41年神奈川県訓令第7号）第3条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(表彰の主体)

第2条 表彰は、次の各号の表彰の区分ごとに、当該各号に定めるものが行う。

(1) 地域県政総合センター所管区域内において活動等を行っている第3条第1項に規定するものに係る表彰については、当該地域県政総合センター所長（以下「所長」という。）が行う。

ただし、同項第2号に規定するもののうち、清掃、美化活動を行っているものに係る表彰については、相模原市長が同様の表彰を行っていることから、所長は表彰しないこととする。

(2) 横浜市内及び川崎市内並びに複数の地域県政総合センター所管区域にわたる活動等を行っている第3条第1項に規定するものに係る表彰については、神奈川県環境農政局長（以下「環境農政局長」という。）が行う。

ただし、同項第2号に規定するもののうち、清掃、美化活動を行っているものに係る表彰については、横浜市長又は川崎市長が同様の表彰を行っていることから、環境農政局長は表彰しないこととする。

(3) 第1号の規定にかかわらず、第3条第1項第2号に規定するもののうち、産業廃棄物の処理活動を行っているものに係る表彰については、環境農政局長が行う。

(4) 第2号の規定にかかわらず、横浜市内、川崎市内、横須賀市内、鎌倉市内、逗子市内、三浦市内及び葉山町内において活動等を行っている第3条第1項第4号及び第5号に規定するもののうち、工業保安に係る表彰については、神奈川県くらし安全防災局長（以下「くらし安全防災局長」という。）が行う。

(表彰の対象)

第3条 表彰を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

(1) 大気・水・土壌環境の保全に努め、顕著な功績をあげたもの。

(2) 廃棄物等の発生抑制・再使用・再生利用の推進、廃棄物の処理、清掃、美化活動その他環境の整備に努め、顕著な功績をあげたもの。

(3) みどりの保全と創造、自然公園の保全、野生鳥獣の保護その他自然環境の保全に努め、顕著な功績をあげたもの。

(4) 高圧ガス、火薬類による災害防止、保安等に努め、顕著な功績をあげたもの。

(5) その他の環境保全及び工業保安に努め、顕著な功績をあげたもの。

2 同一の功績により大臣表彰、知事表彰等を受けているものは表彰の対象としない。また、同一年度に同一のものが、知事表彰と所長表彰を重複して受けることができない。

(推薦の基準)

第4条 前条第1項の定めるものの推薦の基準は別表のとおりとする。ただし、特別の事情があるものについては、この限りではない。

(候補者の推薦)

第5条 次に掲げる者は、第3条の規定により表彰を受けるにふさわしい個人又は団体があると認めるときは、当該個人又は団体を被表彰候補者として所長、環境農政局長又はくらし安全防災局長に推薦することができる。

(1) 市町村長（一部事務組合の長を含む。）

(2) 県の機関の長（県教育委員会、警察本部を含む。）

(3) その他関係団体の長

2 候補者の推薦にあたっては、次の書類を添えるものとする。

(1) 個人の場合

- ア 功績調書（第1・2号様式）
- イ 履歴書（第3号様式）
- ウ その他参考となる書類

(2) 団体の場合

- ア 功績調書（第4号・5号様式）
- イ 定款、寄付行為、規約、会則等
- ウ その他参考となる書類

（被表彰者の決定）

第6条 所長、環境農政局長又はくらし安全防災局長は、前条の規定により推薦された候補者の中から被表彰者を決定する。

2 所長、環境農政局長又はくらし安全防災局長は、被表彰者の決定にあつては、必要に応じ選考委員会を設置し、その意見を聞くことができる。

（表彰の方法）

第7条 表彰は、表彰状又は感謝状により行う。この場合において記念品を贈ることができる。ただし、別表のうち次に掲げる者については、感謝状により行うこととする。

- (1) 自然公園功労の項のうち(4)に掲げるもの
- (2) 野生鳥獣功労の項のうち(4)に掲げるもの
- (3) 自然保護功労の項のうち(2)に掲げるもの

（表彰の時期）

第8条 表彰は、毎年1回行う。ただし、特別の理由がある時は、この限りでない。

（補足）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年 5月26日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和60年10月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 5年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年 6月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年 2月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年 2月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年 3月14日から実施する。

表彰区分		功勞区分	推薦基準
環境保全	大気・水・土壌環境の保全	大気・水・土壌環境保全功勞	<p>管内における大気・水・土壌環境の保全に努め、その功績が顕著で他の模範となる個人又は団体で次のいずれかに該当するもの。ただし、団体については、県内において原則として10年以上の実績をもつもので、過去10年間に公害関係法令等に基づいて改善命令等を受けていないもの。</p> <p>(1) 多年、公害防止に関する活動に従事し、大気環境の保全、水・土壌環境の保全に顕著な功績をあげたもの</p> <p>(2) 多年、大気環境の保全、水・土壌環境の保全に関し、普及啓発活動、その他公共的活動を行い、顕著な功績をあげたもの</p> <p>(3) 大気環境の保全、水・土壌環境の保全に関する学術研究に従事し、又は研究開発を行い、顕著な功績をあげたもの</p> <p>(4) その他、大気環境の保全、水・土壌環境の保全に努め、その功績が広く県民の模範となるもの</p>
	環境整備	廃棄物等の発生抑制・再使用・再生利用活動推進功勞	<p>管内における廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）その他循環型社会形成の推進に努め、その取組により循環型社会の形成に顕著な成果を上げている個人又は団体で次のいずれかに該当する者とする。ただし、その活動が現に5年以上継続し、かつ、将来的とも継続される見込みの確実なもの。また、団体については、過去10年間に環境関係法令等に基づいて改善命令等を受けていないもの。</p> <p>(1) 廃棄物等の発生抑制及び循環的な利用に関する具体的活動又は普及啓発活動を展開し、これらの活動の推進に熱意と識見を有するもの</p> <p>ただし、これらの活動を廃棄物の収集運搬・処分事業として行うものを除く</p> <p>(2) 廃棄物等の発生抑制及び循環的な利用に関する具体的活動又は普及啓発活動を目的とする団体であって、これらの活動を継続的かつ着実に推進してきたもの</p> <p>ただし、公益法人、営利を目的とする団体及び宗教上の教義を広める活動を行う団体を除く</p> <p>(3) 廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正処分を表現した団体であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア その工場又は事業所等の事業に係る拠点において、当該事業活動に伴う廃棄物等の大幅な発生抑制又は循環的な利用の大幅な拡大を実現した団体であって、その取組が将来的にも持続し得るもの</p> <p>イ その製品等について、廃棄物等としての相当程度の発生抑制、循環的な利用の相当程度の拡大又は適正処分の飛躍的な向上を実現した団体であって、その取組が将来的にも持続し得るもの</p> <p>ウ 廃棄物等の大幅な発生抑制、循環的な利用の大幅な拡大又は適正処分の飛躍的な向上のための技術、製品又はシステムを実用化し、かつその普及を図る団体</p>
		環境整備功勞	<p>管内における廃棄物の処理、清掃業務その他環境の整備に努め、その功績が顕著で他の模範となる個人又は団体で次のいずれかに該当するもの（市町村職員及び一部事務組合職員は除く）。ただし、団体については地域住民の自主的、組織的な実践運動を基盤として計画的に事業を実施しており、その成果が計数的に把握されているもので、現在の具体的な実践運動とその成果が将来とも継続され得る見込みが確実なもの。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び環境の整備に関する研究に顕著な功績をあげたもの</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び環境整備事業を行う団体の結成又は指導育成に顕著な功績をあげたもの</p> <p>(3) 廃棄物の処理関係業務の県内における従事年数が原則として10年以上で年齢は40歳以上のもの</p> <p>(4) その他環境の整備に努め、その功績が広く県民の模範となるもの</p>

表彰区分		功勞区分	推薦基準
		美化運動功勞	管内における清掃活動、花いっぱい活動その他美化活動に努め、その功績が顕著で他の模範となる個人又は団体で次のいずれかに該当するもの。ただし、(1)～(3)までに掲げる者については、その活動が現に5年以上継続し、かつ、将来とも継続される見込みが確実なもの。 (1) 美化運動の指導啓発、広報活動に努め美化思想高揚に顕著な功績をあげたもの (2) 公共施設、空地等の清掃活動に努め顕著な功績をあげたもの (3) 公共施設、空地等の花いっぱい活動に努め顕著な功績をあげたもの (4) その他美化運動の推進に努め、その功績が県民の模範となるもの
	自然保護	みどりの功勞	管内におけるみどりの保全と創造等に努め、その功績が顕著で他の模範となる個人又は団体で次のいずれかに該当するもの。ただし、林業関係を除く。 (1) みどりをつくり、育て、守ることにより、良好な環境の保全あるいは回復に尽力し、顕著な功績をあげたもの (2) みどりをつくり、育て、守る思想の普及、高揚に尽力し、顕著な功績をあげたもの (3) 前2号に掲げるもののほか、環境緑化又は緑化運動の推進に寄与し、顕著な功績をあげたもの
		自然公園功勞	管内における自然公園の保全等に努め、その功績が顕著で他の模範となる個人又は団体で次のいずれかに該当するもの。 (1) 自然公園の風致、景観の保護に尽力し、顕著な功績をあげたもの (2) 自然公園の有効適切な利用のために尽力し、顕著な功績をあげたもの (3) 自然公園の環境美化に尽力し、顕著な功績をあげたもの (4) 自然公園指導員として5年以上従事し、顕著な功績をあげたもの (5) その他自然公園の保全に努め、その功績が広く県民の模範となるもの
		野生鳥獣功勞	管内における野生鳥獣の保護等に努め、その功績が顕著で他の模範となる個人又は団体で次のいずれかに該当するもの。 (1) 野生鳥獣の保護に尽力し、顕著な功績をあげたもの (2) 野生鳥獣保護思想の普及啓発に尽力し、顕著な功績をあげたもの (3) 狩猟者の指導に尽力し、顕著な功績をあげたもの (4) 鳥獣保護管理員として5年以上従事し、顕著な功績をあげたもの
		自然保護功勞	管内における自然環境の保全等に努め、その功績が顕著で他の模範となる個人又は団体で次のいずれかに該当するもの。 (1) 広く自然環境の保全又は回復あるいは自然保護思想の普及啓発に尽力し、顕著な功績をあげたもの (2) 自然環境保全指導員もしくは自然環境保全協力員として5年以上従事し、顕著な功績をあげたもの
工業保安	高圧ガス・火薬類の保安	高圧ガス保安功勞	管内における高圧ガス災害防止、保安等に努め、その功績が顕著で他の模範となる個人又は団体で次のいずれかに該当するもの。ただし、過去10年間に高圧ガス保安法令並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法に基づいて改善命令等を受けていないもの。
		高圧ガス優良事業所	(1) 高圧ガス製造事業所、高圧ガス販売事業所、高圧ガス消費事業所又は高圧ガス運送事業所として10年以上の実績をもつもので、過去5年間に事故の発生がなく、かつ、次のア及びイに該当するもの ア 保安上の職制が模範的である等保安管理体制が整備され、管理責任者及び従業員全般に対する保安教育が徹底しており、かつ保安に関して積極的な熱意を持っているもの イ 各施設の構造、設備及び製造、販売、消費又は移動の方法等の保安上の措置が特にすぐれているもの

表彰区分	功勞区分	推薦基準
	高圧ガス 優良製造保安 責任者等	(1) 神奈川県において、高圧ガスに関する業務に10年以上携わり、さらに高圧ガス製造保安責任者等として5年以上の経験を有し、かつ、現にその職務にあるもので年齢40歳以上の人格識見ともみすぐれ、高圧ガス製造事業所、高圧ガス販売事業所、高圧ガス消費事業所又は高圧ガス運送事業所の保安について特別の考慮をほらい、他の模範であるもの
	高圧ガス 保安功勞者	(1) 神奈川県において、高圧ガス関係事業に10年以上の経験を有し、高圧ガス保安関係団体の役員として保安活動に尽くし、特に功勞があった年齢40歳以上のもの (2) 高圧ガスに関する学識経験が深く、保安に顕著な功績があった年齢40歳以上のもの (3) 高圧ガスによる災害の防止に関して特に功勞顕著なもの
	火薬類保安功勞	管内における火薬類による災害防止、公共の安全等に努め、その功績が顕著で他の模範となる個人又は団体で次のいずれかに該当するもの。ただし、過去10年間に火薬類取締法令に基づく改善命令等を受けていないもの。
	火薬類 優良事業所	(1) 火薬類製造事業所、火薬類販売事業所又は火薬類消費事業所として10年以上の実績をもつもので、過去5年間に事故の発生がなく、かつ、次のア及びイに該当するもの ア 保安上の職制が模範的である等保安管理体制が整備され、管理責任者及び従業員全般に対する保安教育が徹底しており、かつ、保安に関して積極的な熱意を持っているもの イ 各施設の構造、設備及び製造、販売、貯蔵、消費又は取扱の方法等の保安上の措置が特にすぐれているもの
	火薬類 優良製造保安 責任者等	(1) 神奈川県内において、火薬類に関する業務に10年以上携わり、さらに火薬類製造保安責任者等として、5年以上の経験を有し、かつ、現にその職務にあるもので年齢40歳以上の人格識見ともみすぐれ、火薬類製造事業所、火薬類販売事業所又は火薬類消費事業所等の保安について特別の考慮をほらい、他の模範であるもの
	火薬類 保安功勞者	(1) 神奈川県内において、火薬類関係事業に10年以上の経験を有し、火薬類保安関係団体の役員として、保安活動に尽くし、特に功勞があった年齢40歳以上のもの (2) 火薬類に関する学識経験が深く、保安に顕著な功績があった年齢40歳以上のもの (3) 火薬類による災害の防止に関して特に功勞顕著なもの (4) 神奈川県内の火薬類関係事業所において、特に危険性の高い業務に10年以上従事し、災害の防止に努め他の模範となるもの

第1号様式（大気・水・土壌環境保全、廃棄物等の発生抑制・再使用・再利用活動推進、環境整備、工業保安功労者）

功 績 調 書（個 人）

功労区分					
(ふりがな) 氏 名		性別		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)4月1日現在
現住所					
所属及び 役職名					
功績内容及び 推薦理由					
活動（従事）年数	年 月 (4月1日現在)				
略 歴（功績に関係のあるもの）					
期 間			事 項		
賞 罰					
年月日	主 体		賞罰の内容及び事由		
その他参考事項					
推薦者（団体）名	(問合せ先)				
	所 属 ：				(電話)
	氏 名 ：				

※「功労区分」は、別表を参照して記入してください。

功 績 調 書（個 人）

功勞区分					
(ふりがな) 氏 名		性別		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)4月1日現在
現住所					
活動内容					
活動期間	年 月から 年 月まで 年 月 (4月1日現在)	年間活動回数	回		
活動場所 若しくは範囲	※地図等を添付してください				
功績内容及び 推薦理由					
略 歴（功績に関係のあるもの）					
期 間			事 項		
賞 罰					
年月日	主 体		賞罰の内容及び事由		
その他参考事項					
推薦者（団体）名	(問合せ先) 所 属 : 氏 名 : (電話)				

※「功勞区分」は、別表を参照して記入してください。

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名	
生年月日	年 月 日 (満 歳)

現 住 所	
-------	--

資 格 等	
年 月 日	

職 歴	
自 年 月 日 至 年 月 日	

団 体 歴	
自 年 月 日 至 年 月 日	

功 績 調 書（団 体）

功労区分			
(ふりがな) 氏 名			
(ふりがな) 代表者			
所在地			
設立年月日	年	月	
組織及び沿革			
功績内容及び 推薦理由			
活動の状況（功績に関係のあるもの）			
期 間		事 項	
活動年数（通算）	年	月	（4月1日現在）
その他参考事項			
推薦者（団体）名	(問合せ先)		
	所 属 :		
	氏 名 :	(電話)	

※「功労区分」は、別表を参照して記入してください。

功 績 調 書（団 体）

功勞区分				
(ふりがな) 氏 名				
(ふりがな) 代表者				
所在地				
設立年月日	年 月			
組織及び沿革				
活動内容				
活動期間	年 月から 年 月まで 年 ヶ月（4月1日現在）			
年間活動 回 数	定期活動		回	活動一回当た りの参加人数
	不定期活動		回	
	計		回	
活動場所 若しくは範囲	※地図等を添付してください			
功績内容 及び推薦理由				
賞 罰				
年月日	主 体	賞罰の内容及び事由		
その他参考事項				
推薦者（団体）名				
	(問合せ先) 所 属 : 氏 名 : (電話)			

※「功勞区分」は、別表を参照して記入してください。